

徳島県人事委員会告示第一号

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示

この告示の施行の際現に制定されている徳島県人事委員会告示において読点として表記する「・」は、「、」とみなす。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。